

# 大田原市行政改革大綱（案）

令和7年3月

大田原市

## 目 次

|   |                     |   |
|---|---------------------|---|
| 1 | これまでの行政改革の取組.....   | 1 |
| 2 | 社会情勢の変化.....        | 2 |
|   | （1）少子高齢化の進行.....    | 2 |
|   | （2）市民ニーズの多様化.....   | 3 |
|   | （3）デジタル化の進展.....    | 3 |
|   | （4）地方分権改革.....      | 3 |
| 3 | これからの行政改革の方向性.....  | 4 |
| 4 | 行政改革大綱の基本的な考え方..... | 4 |
|   | （1）行政改革大綱の位置付け..... | 4 |
|   | （2）行政改革の基本方針.....   | 4 |
|   | （3）行政改革の取組.....     | 5 |
| 5 | 行政改革の推進方法.....      | 6 |
|   | （1）行動計画・個別計画.....   | 6 |
|   | （2）推進体制.....        | 7 |

## はじめに

本市では、地方自治法第2条第14項に定める「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる」という地方自治の基本原則に基づき、社会情勢の変化に対応した簡素で効率的な行政運営と行政サービスの向上に取り組んできました。

市民ニーズの多様化やデジタル技術の進展など、行政を取り巻く環境は絶え間なく変化しており、今後も社会情勢の変化に応じて、限られた人材や財源などの経営資源を効率的かつ効果的に活用し、市民満足度の高い行政サービスを継続して提供していく必要があることから、本市の行政改革の指針として『行政改革大綱』を策定するものです。

## 1 これまでの行政改革の取組

本市の行政改革は、昭和60年に大田原市行政改革推進本部を設置し、行政改革大綱を策定して以降、組織機構の簡素化、給与及び定員管理の適正化、事務事業の見直し、民間委託の促進等を推進してきました。平成7年度には、更なる行政改革の推進を図るため、市内の各団体からの推薦者や市民公募委員からなる大田原市行政改革推進委員会を設置し、行政改革大綱の見直しや取組内容に対する提言を受け、行政改革に積極的に取り組んできました。

平成17年には、国から「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が示され、地方公共団体においては、より積極的な行政改革の推進に努めるよう、従来の行政改革大綱の見直しと行政改革大綱に基づく具体的な取組の実施計画である「集中改革プラン」の公表を求められました。

本市においては、平成17年10月1日の大田原市、湯津上村、黒羽町の3市町村による市町村合併を踏まえて、平成18年3月に今までの行政改革大綱を刷新した「第1次新大田原市行政改革大綱」（平成18～22年度）を策定し、「（1）自助、互助、公助のまちづくりの推進、（2）市民サービスの見直し、（3）人事・給与制度の見直し、（4）行政体制の見直し、（5）歳入の確保と歳出の抑制、（6）公営企業等の経営健全化」の重点項目に基づき、「集中改革プラン」において具体的取組として56項目を設定し、民間委託及び指定管理者制度の導入推進や定員管理の適正化による人件費の削減など合併後の行政のスリム化に集中的に取り組みました。

平成23年3月には、「第2次行政改革大綱」（平成23～27年度）を策定し、「市民一人ひとりが主役となる住みよいまち」を実現するため、「（1）自助、互助、公助のまちづくりの推進、（2）市民サービスの向上、（3）効率的な執行体制の確立、（4）行政体制の見直し、（5）持続可能な財政構造の確立、（6）公営企業等の経営健全化」の重点項目に基づき、市民参加による事業仕分け、火葬場の指定管理者制度導入など27項目に取り組みました。

平成28年3月には、「第3次行政改革大綱」（平成28～令和2年度）を策定し、第2次大綱の重点項目を引き継ぎ、保育園民間委託の推進、下水道事業への公営企業会計の適用など27項目に取り組みました。

令和3年3月には、「第4次行政改革大綱」（令和3～令和7年度）を策定し、総合計画に掲げる基本政策である「情報化と広域連携を進め、効率的・効果的な行財政運営のまちづくり」をテーマに、「（1）市民との協働によるまちづくり、（2）効率的な行政運営、（3）持続可能な財政構造の確立」の重点項目に基づき、情報通信技術（ICT）を活用した業務の効率化、行政手続の利便性向上など20項目に取り組んでいます。

## 2 社会情勢の変化

### （1） 少子高齢化の進行

---

わが国では、晩婚化や未婚率の増加により出生率が低下し少子化が進む一方で、高齢化も急速に進行し、超高齢社会を迎えています。

本市においても、栃木県毎月人口調査における令和2年と令和5年の人口の割合を比較すると、高齢者人口（65歳以上）の割合が29.5%から31.0%に増加し、生産年齢人口（15～64歳）の割合が58.9%から58.1%に減少しています。国立社会保障・人口問題研究所が令和5年に推計した2020年（令和2年）と2050年（令和32年）の人口データの比較では、高齢者人口の割合が29.0%から40.0%にまで増加し、生産年齢人口の割合が59.6%から51.0%にまで減少すると予測されています。

こうした人口構造の変化に伴い、今後、社会保障費の増加や働き手の減少による税収の低下などが見込まれています。

## (2) 市民ニーズの多様化

---

近年、核家族化や単身世帯、共働き世帯の増加など社会構造の変化やＩＣＴの進展による社会全体のデジタル化など、様々な要因が複合的に影響し、市民の価値観や生活スタイルが多様化しており、世代や世帯の状況に応じた医療・介護サービス、子育て支援、ワークライフバランスの支援など、従来のような画一的な行政サービスでは市民ニーズへの対応が難しくなりつつあります。

専門性の高いサービスや地域ごとの特性に応じたサービスなど、民間事業者との連携による、市民一人ひとりの状況に応じた柔軟なサービス提供が求められています。

## (3) デジタル化の進展

---

国は、令和２年１２月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を決定し、令和３年９月にはデジタル庁を発足して社会全体のデジタル化に向けた取組を推進しています。

本市においても「大田原市地域ＩＣＴ総合推進計画」に基づき、日々進展するデジタル技術を活用して、市民の利便性の向上、庁内の業務効率化などを推進していますが、社会全体のデジタル化による既存サービスの改善や新たなサービスの創出など、自治体デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）の推進が求められています。

## (4) 地方分権改革

---

平成１２年４月に施行された「地方分権一括法」により、国による中央集権型のシステムから国と地方自治体が対等な関係で協力し合う関係に改められ、地方自治体の独自性と自主性が大きく強化されたことにより、地方自治体による地域の特性を生かした個性豊かな地域社会の形成が求められました。

本市では、平成２５年９月に市民、議会、行政の役割と責務及び市政の運営に関する基本的な事項を定めた「大田原市自治基本条例」を制定し、自治の基本原則である「参加の原則」、「協働の原則」、「情報共有の原則」、「評価

及び改善の原則」に基づく行政運営を行っています。

社会情勢の変化に対応していくため、地域の特性を生かした市民協働や官民連携等の推進による地方自治の実現が求められています。

### 3 これからの行政改革の方向性

本市においては、将来にわたって持続可能な自治体経営を目指し、限られた経営資源を効率的かつ効果的に活用した行政運営と市民ニーズを的確に捉えた市民満足度の高い行政サービスを提供するため、職員が意欲的かつ自発的に業務改善に取り組める環境の整備と人材育成に努め、行政改革を推進していきます。

本市では、これまで行政改革大綱に基づき、計画期間の5年間に実施する取組を定めて行政改革を推進してきましたが、社会情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、大綱に計画期間を設定せず、社会情勢の変化に対応した行政改革の取組を柔軟に実施していくこととします。

## 4 行政改革大綱の基本的な考え方

### (1) 行政改革大綱の位置付け

---

行政改革大綱は、本市総合計画で定める本市の将来像の実現に向けた基本構想の理念に基づく政策・施策を推進するために必要な行政改革の指針を示すものです。

### (2) 行政改革の基本方針

---

本市では、「量の削減」による行政運営の効率化や簡素化と、「質の改善」による行政サービスの市民満足度の向上を目標として、組織的な「意識改革」による職員の人材育成に取り組むことで、行政改革を推進します。

本市の行政改革は、データや合理的根拠に基づいて施策を立案するEBPM（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング）により推進し、施策の有効性を高め、市民からの信頼に応える自治体経営により、全ての市民が豊かで幸せに暮らせる社会の構築を目指します。

### （３） 行政改革の取組

---

行政改革の取組においては、既存の業務フローを抜本的に見直し、全体の業務プロセスを再構築するＢＰＲ（ビジネスプロセス・リエンジニアリング）を推進します。業務プロセスを可視化し、可視化された業務プロセスに基づき現状分析を行い、目標と現状の差異を明確にして課題を設定します。

課題解決に向けた取組について、目標を定めて計画を実行し、評価、改善を繰り返す「ＰＤＣＡサイクル」や、状況を観察、判断し、素早く意思決定して行動する「OODAループ」など、取組に適した手法を活用して進捗管理し、結果や効果を検証して、柔軟に見直しや改善を図ることで目標を達成します。

#### ○窓口業務改革

窓口業務においては、「書かない」「待たない」「迷わない」「行かない」といった基本的な方針を基に、行政サービスの利便性と質の向上を目指します。

市民が利用できるオンライン手続を拡充し、デジタル技術に不安のある方でもスムーズにオンライン手続が利用できるよう、マイナンバーカードなどを活用することで、本人確認や本人情報の入力が必要としない、より簡便で効率的に利用できる取組を進めます。

#### ○民間活力の活用

多様化する市民ニーズに対応するため、行政と民間事業者が連携し、双方の強みを生かしたサービス提供を目指します。

民間事業者のノウハウを最大限に活用し、定型的な業務や専門性の高い業務を外部委託することで、地域に新たな事業機会を創出し、市民満足度の高いサービスを提供します。

#### ○事業の継続性の検討

本市が実施している事業について、事業の実績や効果に基づき、事業目的の達成度や事業の公平性などを検証し、社会情勢や経済変動を踏まえて

事業の必要性を判断します。

安定的に行政サービスを提供するため、必要に応じて事業の廃止や縮小、事業の再編や統合を行い、より効率的で効果的な行政運営に取り組みます。

### ○デジタル化・自治体DX

国が示している「構造改革のためのデジタル原則」に基づき、アナログを前提とする規制や制度が見直され、デジタルの力を十分に生かすことのできる社会構造への転換が図られています。

社会全体のデジタル化が進む中、データとデジタル技術の活用により行政サービスを変革し、市民ニーズに応じた人に優しい行政サービスの提供に取り組みます。

### ○人材育成

「大田原市職員人材育成ビジョン」では、「市民が求める施策を自立的・自主的に創造し、効率的に実行しながら、持続可能な地域社会の経営を担える人材」の育成を目標としています。

限りある人材を効率的・効果的に配置し、市民満足度の高い行政サービスを提供していくため、職員が主体的に自己啓発に取り組み、意欲的に業務改善を推進していく組織を構築します。

## 5 行政改革の推進方法

### (1) 行動計画・個別計画

---

本大綱を指針として、取組ごとの個別計画を作成し、全体の進捗を行動計画（アクションプラン）により管理します。

社会情勢の変化に迅速に対応するため、個別計画ごとに計画期間を設定し、柔軟な計画作成、見直し、改善により、計画の目標を達成することで行政改革を推進します。

## (2) 推進体制

---

### ○推進本部

市長を本部長として庁内で組織する「大田原市行政改革推進本部」において、本市の行政改革大綱を策定します。

推進本部では、行政改革大綱に基づき、個別計画を選定し、行動計画（アクションプラン）により進行管理を行うことで、行政改革を推進します。

### ○推進委員会

市内の各団体からの推薦及び公募による委員で構成する「大田原市行政改革推進委員会」では、本部長からの諮問に応じて、行政改革大綱の策定に関する必要な事項を調査、審議します。